

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年3月5日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成2年12月から3年9月まで  
② 平成3年10月31日から4年3月5日まで

A社における被保険者期間の標準報酬月額が30万円とされているが、45万円くらいの給与が支給されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A社での厚生年金保険被保険者期間が、平成2年12月1日から3年10月31日までとなっているが、実際の勤務先であるB社には、2年5月1日から6年1月30日まで継続して勤務していたので、被保険者記録が無い3年10月31日から4年3月5日までの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年12月から3年9月までの期間は41万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年11月30日より後の4年5月7日付けで、遡って30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社は、C社において適用事業所となっていたところ、元同僚は、「申立期間当時、申立人は、D県のB社においてEとして務めていた。」と証言していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年11月30日より後の4年5月7日付けで、3年10月31日と遡って記録されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人は申立期間②においてA社に勤務していたことが確認できる上、商業登記簿謄本では、申立期間②において当該事業所は法人事業所であることが確認できることから、平成3年11月30日においても、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

さらに、オンライン記録によると、申立人及び元同僚9名は、当該遡及訂正処理日（平成4年5月7日）より前の同年3月5日にF社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該元同僚1名は、「申立期間の前後に度々オーナー会社が変わったが、自分も申立人も継続してB社に勤務していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年10月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の当該事業所における資格喪失日は、F社における資格取得日である4年3月5日であると認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正前の平成3年10月の定時決定の記録から、44万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

A社に入社してから退社するまでの間、企業内の転勤の際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び元同僚の証言並びに申立人の直属上司の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月18日に同社D社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

A社に入社してから退社するまでの間、企業内の転勤の際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び元同僚の証言並びに申立人の直属上司の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月18日に同社D社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

A社に入社してから退社するまでの間、企業内の転勤の際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社からの回答書及び元同僚の証言並びに申立人の直属上司の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月18日に同社D社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

A社に入社してから退社するまでの間、企業内の転勤の際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び元同僚の証言並びに申立人の直属上司の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月18日に同社D社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

A社に入社してから退社するまでの間、企業内の転勤の際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社からの回答書及び元同僚の証言並びに申立人の直属上司の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月18日に同社D社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

A社に入社してから退社するまでの間、企業内の転勤の際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び元同僚の証言並びに申立人の直属上司の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月18日に同社D社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

A社に入社してから退社するまでの間、企業内の転勤の際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び元同僚の証言並びに申立人の直属上司の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月18日に同社D社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

A社に入社してから退社するまでの間、企業内の転勤の際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び元同僚の証言並びに申立人の直属上司の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月18日に同社D社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月から5年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年12月から4年9月までは19万円、同年10月から5年9月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月から7年5月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5年10月から6年4月までは16万円、同年5月から同年10月までは20万円、同年11月から7年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年10月から7年5月までの期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から7年5月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているが、当時受け取った給与の額と相違している。

給与明細書を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年12月から5年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、3年12月から4年9月までは19万円、同年10月から5年2月までは20万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、3年12月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同僚68名についても5年3月29日付けで標準報酬月額が減額訂正されていることが確認

できる。

また、A社の元経理担当者は、「当時、当該事業所には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所に経営状況の説明と保険料の納付計画を提出する中で、保険料を安くして納める指導を受けた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年12月から4年9月までは19万円、同年10月から5年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月から7年5月までの期間について、申立人の所持する給与明細書により、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）よりも高額であることが確認できる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成5年10月から6年4月までは16万円、同年5月から同年10月までは20万円、同年11月から7年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで  
申立期間当時、A社からB社に所属が変更となったが、1日も間を空けずに勤務していた。  
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C年金基金が保管している加入員台帳及び元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年12月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の基金加入員台帳及び厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、これについて全国のDを統括するE社は、「A社が適用事業所でなくなった日に在職していた16名の従業員はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していた。」と認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E社は不明としているが、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、昭和44年11月30日付けで適用事業所ではなくなった旨の届出を行っていることが認められることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付

されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成15年1月から同年8月までは28万円、同年9月から16年8月までは30万円、同年9月から17年7月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から17年8月1日まで

平成15年1月から標準報酬月額が引き下げられているが、提出した給与明細で明らかなように、報酬額が下がったということはない。

これは平成16年12月に、遡って標準報酬月額を不当に引き下げられたためであるので、本来の正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成14年10月から15年8月までは28万円、同年9月から16年8月までは30万円、同年9月からは32万円と記録されていたところ、同年12月7日付けで、15年1月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日（17年8月1日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の元同僚13名についても、申立人と同様に平成16年12月7日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、申立人の当該期間の給与額が、当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に相当する金額に引き下げられた状況は確認することができない。

また、当該事業所に係る滞納処分票（平成17年度分）が存在し、申立期間中において、当該事業所が社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成16年12月7日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実と即したものととは考え難く、申立人について、15年1月1日まで遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はないことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正が



あったとは認められない。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成15年1月から同年8月までは28万円、同年9月から16年8月までは30万円、同年9月から17年7月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

A社に入社してから退社するまでの間、企業内の転勤の際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び元同僚の証言並びに申立人の直属上司の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月18日に同社D社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

A社に入社してから退社するまでの間、企業内の転勤の際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社からの回答書及び元同僚の証言並びに申立人の直属上司の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月18日に同社D社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和55年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月21日から同年9月21日まで

昭和55年1月にC社に入社後、関連会社であるA社へ転籍した際も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿ノート及び回答書並びに雇用保険の記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和55年8月21日にC社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和55年9月の社会保険事務所（当時）の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（B社）は、厚生年金保険料被保険者資格取得届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和55年9月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで  
昭和 60 年 3 月 1 日から同年 12 月末までA社にB職として勤務した。正社員と同様に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるが、当該事業所の厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿等により、申立人は当該事業所に昭和 60 年 5 月 27 日に臨時職員として採用され、同年 10 月 31 日に退職していることが確認できるが、当該期間以外については、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認できる資料等は無い。

また、当該事業所から提出された、申立期間当時の従業員に係る社会保険資格取得者名簿によると、申立期間中の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、当該名簿の記載は、社会保険庁（当時）の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号及びオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できるところ、同名簿に申立人の名前は記載されていない。

さらに、当該事業所は「季節雇用の臨時職員であっても社会保険と雇用保険の加入手続は行っていたが、申立人については、本業がほかにあり、夜間の短時間のアルバイトとして採用しており、厚生年金保険等の社会保険の加入手続は行わなかった。」としている上、元同僚は「雇用形態によって厚生年金保険等に加入した者と加入しなかった者がいた。」と証言をしているところ、申立人の雇用保険の記録も確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の全額申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。